

## 鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内に小規模発電設備等を導入する者に対して、市町村と連携した支援を行うことにより、小規模発電設備等の導入を推進し、分散型のエネルギー供給構造の構築及び地球温暖化対策に貢献すること並びに県内における太陽光発電関連産業等を振興することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対して、間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金（仕入控除税額（間接補助金に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た合計額をいう。以下単に「間接補助金」という。）の総額に2分の1を乗じて得た額（それぞれの間接補助事業について、同表の第3欄に定める額を限度とする。）以下とする。ただし、年度毎の本補助金の総額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 各年度の補助対象とする間接補助事業は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に間接交付の決定を行う事業とする。ただし、当該年度の本補助金の交付決定日前に着手した間接補助事業については、県は本補助金の交付を保証するものではない。
- 4 本補助金とは別に本県から他の補助金等（県以外の機関が交付する補助金等のみをその財源としているものを除く。）を受けている間接補助事業については、補助対象としないものとする。
- 5 なお、間接補助事業を実施する者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、間接補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、生活環境部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1

号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条(第4項を除く。)、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	補助事業者が定める
	様式第5号による	
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更等)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 間接補助事業の制度に係る変更
- (3) 本補助金の4割を超える減額
- (4) 間接補助事業の間における、補助対象経費の流用

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付

の中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第 10 条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第 11 条 補助事業者は、第 6 条の規定により付した規則第 25 条第 2 項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が単価 500 千円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(事業効果の把握)

第 12 条 補助事業者は、県が事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握しようとするとき、県の求めに応じて、これらの情報を県に報告するものとする。

2 補助事業者は、間接補助事業者に対し、前項の規定に準じた内容の条件を付さなければならない。

(雑則)

第 13 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 鳥取県住宅用太陽光発電等導入推進補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付第 200900199219

号生活環境部長通知) は、廃止する。

- 3 平成 24 年 3 月 31 日に前項の規定により廃止される鳥取県住宅用太陽光発電等導入推進補助金交付要綱に基づいて交付決定を受けた補助事業者に係る補助金の交付等については、同要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

ただし、改正後の別表の太陽光発電導入事業の(1)イの規定は、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 2 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 27 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年 3 月 31 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。
- 2 鳥取県非住宅用太陽光発電システム等導入推進補助金交付要綱(平成 24 年 6 月 1 日付第 201200033595 号生活環境部長通知) は、廃止する。
- 3 平成 29 年 3 月 31 日に前項の規定により廃止される鳥取県非住宅用太陽光発電システム等導入推進補助金交付要綱に基づいて交付決定を受けた補助事業者に係る補助金の交付等については、同要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

1 対象事業		2 事業実施主体	3 1件当たりの県補助金限度額
事業名	細事業名（内容）		
1 太陽光発電導入事業	太陽光発電システム（以下「太陽光発電」という。） 次のいずれの要件も満たすもの。 （1）1件当たりの太陽電池の最大出力の合計値（以下単に「最大出力」という。）が10kW未満の太陽光発電で、日本工業規格、IEC等の国際規格に適合しているもの。 （2）事業実施主体が発注する事業者は県内事業者であること。 （3）設置工事を行う事業者は県内事業者であること	次のいずれの要件も満たす者 （1）県内に左欄の太陽光発電を導入する者。ただし国及び地方公共団体は除く。 （2）電力供給契約を締結済み、又は、締結予定の者	最大出力は10kW未満、かつ、1kW当たり45千円を限度とする。ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。 （1）事業実施主体と同一の代表者又は資本関係がある事業者（以下「事業実施主体と同一とみなせる事業者」という。）への発注に要する経費 （2）消費税及び地方消費税
2 家庭用コージェネレーションシステム導入事業	家庭用燃料電池システム（以下「家庭用燃料電池」という。）及び家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（以下「エコウィル」という。） 次のいずれの要件も満たすもの。 （1）設置前において使用に供されていないこと。 （2）家庭用燃料電池の場合は、経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されたもの、又は同等以上の性能・品質であること。 （3）エコウィルの場合は、総合効率が低位発熱量基準で80パーセント以上であること。 （4）事業実施主体が発注する事業者は県内事業者であること。 （5）設置工事を行う事業者は県内事業者であること。	県内に左欄の家庭用燃料電池若しくはエコウィルを導入する者又は家庭用燃料電池を所有し、第三者に貸し付けるリース契約、賃貸借契約、使用貸借契約（無償の使用契約）等を締結する者。ただし、いずれも国及び地方公共団体は除く。	家庭用燃料電池の場合は、1件当たり90千円。 エコウィルの場合は、1件当たり45千円。 ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。（1）事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費 （2）消費税及び地方消費税
3 太陽熱利用機器導入事業	太陽熱利用機器 次のいずれの要件も満たすもの。 （1）不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽等から構成され、給湯に利用するソーラーシステム、または自然循環式太陽熱温水器であること。（太陽	県内に左欄の太陽熱利用機器を導入する者。ただし、国及び地方公共団体は除く。	1件当たり35千円 ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。 な

	<p>熱以外の他の熱源と一体となった機器も補助対象</p> <p>(2) 集熱面積は2㎡以上とする。</p> <p>(3) 事業実施主体が発注する事業者は県内事業者であること。</p> <p>(4) 設置工事を行う事業者は県内事業者であること。</p>		<p>お、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。</p> <p>(1) 事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税</p>
4 薪ストーブ等導入事業	<p>木質バイオマス熱利用機器（以下「薪ストーブ等」という。）</p> <p>次のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1) 木質燃料（薪、木質ペレット、木質チップ等）を利用し、発生した熱を利用する機器（他の熱源と一体となった機器も含む）</p> <p>(2) 事業実施主体が発注する事業者は県内事業者であること。</p> <p>(3) 設置工事を行う事業者は県内事業者であること。</p>	<p>県内に左欄の薪ストーブ等を導入する者。ただし、国及び地方公共団体は除く。</p>	<p>1件当たり90千円かつ機器の価格の5分の1以内</p> <p>ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。</p> <p>(1) 事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税</p>
5 定置用蓄電池等導入事業	<p>定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）及び電気自動車等充給電設備</p> <p>次のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1) 蓄電池の場合、蓄電容量が1.0kWh以上の蓄電池部分と、インバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、日本工業規格、IEC等の国際規格に適合していること。</p> <p>(2) 電気自動車等充給電設備にあつては、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものであること。</p> <p>(3) 10kW未満の太陽光発電システムと併せて導入し、太陽光発電導入事業の補助を同時に受けること。</p> <p>(4) 事業実施主体が発注する事業者は県内事業者であること。</p> <p>(5) 設置工事を行う事業者は県内事業者であること。</p>	<p>県内の住宅及び建築物に左欄の蓄電池及び電気自動車等充給電設備を導入する者。ただし、国及び地方公共団体は除く。</p>	<p>1件当たり100千円。</p> <p>ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。</p> <p>(1) 事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税</p>

様式第1号（第4条、第9条関係）

平成 年度鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金（ 事業）  
事業計画（報告）書

市町村名	
事業の目的及び 期待される効果	
実施事業の内容	
1件当たりの補助金額 （補助率、補助単価、限度 額等）	
想定（実績）補助件数	件
市町村補助金額の内訳と 合計	円
事業実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
他の補助金等の活用の有無	（有・無）
その他参考となる事項	

（注）1 事業毎に作成すること。

2 補助事業者又は間接補助事業者における他の補助金等の活用の有無について、それぞれ「有」、「無」のいずれかに○を記載。交付申請等の際には未定と記載をしても構わない。なお、「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を別途添付書類等に記載

添付書類

(1) 補助金交付要綱（に準ずる書類）

※交付申請時に限る。

- (2) 太陽光発電導入事業の場合は、1件毎の太陽光発電の最大出力、算定基準額、補助金額、交付決定日、他の補助金の活用の有無、支払日、事業実施主体が太陽光発電設備の設置契約を締結した日付、相手方の名称及び所在地、並びに太陽光発電設備の設置工事を請け負った者の名称及び所在地を記載した書面。

※実績報告時に限る。

- (3) 家庭用コージェネレーションシステム導入事業の場合は、1件毎の家庭用燃料電池及びエコウィルの発電出力、燃料の種類、算定基準額、補助金額、交付決定日、他の補助金の活用の有無、支払日、事業実施主体が家庭用燃料電池及びエコウィルの設置契約を締結した日付、相手方の名称及び所在地、並びに家庭用燃料電池及びエコウィルの設置工事を請け負った者の名称及び所在地を記載した書面

※実績報告時に限る。

- (4) 太陽熱利用機器事業の場合は、1件毎の太陽熱利用機器の集熱面積、算定基準額、補助金額、交付決定日、他の補助金の活用の有無、支払日、事業実施主体が太陽熱利用機器の設置契約を締結した日付、相手方の名称及び所在地、並びに太陽熱利用機器の設置工事を請け負った者の名称及び所在地を記載した書面

※実績報告時に限る。

- (5) 薪ストーブ等導入事業の場合は、1件毎の薪ストーブ等の最大熱出力、算定基準額、補助金額、交付決定日、他の補助金の活用の有無、支払日、事業実施主体が薪ストーブ等の設置契約を締結した日付、相手方の名称及び所在地、並びに薪ストーブ等の設置工事を請け負った者の名称及び所在地を記載した書面

※実績報告時に限る。

- (6) 定置用蓄電池導入事業の場合は、1件毎の蓄電池及び電気自動車等充給電設備の算定基準額、補助金額、交付決定日、他の補助金の活用の有無、支払日、事業実施主体が蓄電池及び電気自動車等充給電設備の設置契約を締結した日付、相手方の名称及び所在地、並びに蓄電池及び電気自動車等充給電設備の設置工事を請け負った者の名称及び所在地を記載した書面

※実績報告時に限る。



様式第2号（第4条、第9条関係）

平成 年度鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金（ 事業）  
事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算（決算）額	摘要
県補助金		支出の部合計 円×1/2 (千円未満切り捨て)
一般財源		合計－県補助金
合計		

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算（決算）額	摘要
市町村補助金		算出基礎は、様式第1号のとおり
合計		

3 消費税及び地方消費税の取扱い

県補助金の対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。

（算定基準額を確認し、を記入）

（注）1 事業毎に作成すること。

2 摘要欄には積算の内容等を記載すること。

3 変更の場合は、上段括弧書きで予算額を記載すること。

4 決算の場合は、上段括弧書きで予算額（変更があった場合は最も新しい変更後の額）を記載すること。

番 号  
年 月 日

様

職氏名 (印)

平成 年度鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった小規模発電設備等導入推進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「 事業」とし、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

事業名	算定基準額	交付決定額
合 計		

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助金の実績額について、鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金交付要綱（平成29年3月31日付第201600182367号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。